学校法人桑沢学園 役員報酬規程

（目的）

第　１条　この規程は、学校法人桑沢学園（以下「学園」という。）の役員報酬等について必要な事項を定める。

（定義等）

第　２条　「学校法人桑沢学園 寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第５条に定める理事及び監事を「役員」という。

２　役員報酬とは、この規程で定める役員手当をいう。また、この役員報酬には、「学校法人桑沢学園 職員給与規程」に基づくものを含まない。

３　費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

４　役員のうち、次に掲げる者を「常任役員」という。

（１）理事長

（２）代表業務執行理事

（３）業務執行理事

（４）東京造形大学学長（以下「学長」という。）

（５）専門学校桑沢デザイン研究所所長（以下「所長」という。）

（役員報酬）

第　３条　学園の専任職員が役員を兼任した場合は、別表１の役員手当を支給する。

２　学園の専任職員でない役員には、別表２の役員手当を支給する。

３　決算監査を実施した監事には、第１項又は第２項に定める役員手当の他、別表３の決算監査手当を年1回支給する。

４　「学校法人桑沢学園 リスク管理規程」で定めるリスク管理者を担当する理事には、第１項又は第２項に定める役員手当の他、別表３のリスク管理者手当を支給する。

５　役員を兼任する学園の専任職員が、専任職員の身分を退職する場合には、「学校法人桑沢学園 職員退職手当支給に関する細則」に基づいて、退職手当を支給する。

（役員報酬の支給金額等）

第　４条　役員報酬の支給金額は、別表１から別表３に定める。

２　第３条第１項の役員が、二以上の常任役員を兼ねる場合、最も高額な手当の全額及びそれに次ぐ額の手当の半額を支給する。

３　第３条第２項の役員が、二以上の常任役員を兼ねる場合は、最も高額な手当のみを支給する。

４　役員が月の途中で就任又は退任した場合は、当該月に相当する役員報酬額は、その全額を支給する。

（役員報酬の支給方法）

第　５条　役員報酬の支給日は、下記のとおりとする。

（１）役員手当の支給は、役員に就任した月から毎月25日とする。ただし、役員に就任した日付の状況に応じて、翌月の25日とすることができる。

（２）決算監査手当の支給は、定時評議員会を開催した月の25日とする。ただし、定時評議員会の開催状況に応じて、翌月の25日とすることができる。

（３）支給日が休日又は金融機関の休業日に該当するときは、その前日に支給する。

２　役員報酬は通貨で直接役員にその全額を支払う。ただし、法令又は役員の同意を得て別段の定めをした場合は、役員報酬の一部を控除し、又は通貨以外の方法で支払うことができる。

（通勤手当）

第　６条　第３条第２項の常任役員には、通勤手当を支給する。支給にあたり必要な事項については、「学校法人桑沢学園 職員通勤手当支給に関する細則」を準用する。

（費用）

第　７条　役員が職務の執行にあたって旅費を要する場合には、旅費を支給する。支給にあたり必要な事項については、「学校法人桑沢学園 国内出張旅費規程」及び「学校法人桑沢学園 国外出張旅費規程」を準用する。

２　役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（端数の処理）

第　８条　役員報酬額に100円未満の端数が生じた場合は100円に切り上げる。

（公表）

第　９条　学園は、この規程をもって、私立学校法第１０７条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（所管）

第１０条　この規程に関する所管部署は経営戦略課とする。

（補則）

第１１条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第１２条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

１　この規程は、平成 5年11月11日から施行する。
２　この規程は、平成11年3月3日から改正施行する。
３　この規程は、平成11年4月1日から改正施行する。
４　この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。
５　この規程は、平成14年6月1日から改正施行する。
６　この規程は、平成22年4月1日から改正・施行する。
７　この規程は、平成28年4月1日から改正・施行する。
８　この規程は、平成31年4月1日から改正・施行する。
９　この規程は、令和 2年4月1日から改正・施行する。
１０　この規程は、令和 5年4月1日から改正・施行する。
１１　この規程は、令和 7年4月1日から改正・施行する。
１２　この規程は、2026年4月1日から改正・施行する。

別表１　役員手当の月額支給金額（第３条第１項の役員に支給）

理事長	700,000円
代表業務執行理事	180,000円
業務執行理事	120,000円

寄附行為第７条第１項第１号で定める理事（学長、所長）	100,000円
理事	70,000円

別表２　役員手当の月額支給金額（第３条第２項の役員に支給）

理事長	1,834,000円
代表業務執行理事	840,000円
業務執行理事	800,000円
寄附行為第７条第１項第１号で定める理事（学長、所長）	690,000円
理事	70,000円
監事	70,000円

別表３　役員手当の支給金額

決算監査手当	50,000円（年1回支給）
リスク管理者手当	25,000円（月額支給）